

国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

平成17年3月

総合政策局情報管理部情報企画課

1. 制定の背景

平成16年11月に「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「通則法」という。）」が制定された。

通則法において、個別法令の規定により書面等による保存等が義務付けられている場合でも、主務省令で定めるところにより電磁的記録による保存等を容認することとしており、主務省令を制定する必要があることから、今般、標記省令を制定するものである。

2. 本規則で規定する主な事項

①対象範囲

国土交通省においては、以下の法令の規定により、書面により保存、作成、縦覧等又は交付等を行わなければならないとされているものについて、電磁的記録による保存等を行うことができることとする。

- ・ 船舶安全法
- ・ 船員法
- ・ 船員職業安定法
- ・ 建設業法
- ・ 測量法
- ・ 屋外広告物法
- ・ 国際観光ホテル整備法
- ・ 建築基準法
- ・ 建築士法
- ・ 海事代理士法
- ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法
- ・ 気象業務法
- ・ 宅地建物取引業法
- ・ 旅行業法
- ・ 土地区画整理法
- ・ 内航海運組合法
- ・ 住宅地区改良法
- ・ 不動産の鑑定評価に関する法律
- ・ 日本勤労者住宅協会法

- ・都市再開発法
- ・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
- ・積立式宅地建物販売業法
- ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法
- ・船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律
- ・大深度地下の公共的使用に関する特別措置法
- ・マンションの管理の適正化の推進に関する法律
- ・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
- ・マンションの建替えの円滑化等に関する法律
- ・国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律
- ・土地区画整理法施行令
- ・都市再開発法施行令
- ・農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令
- ・勤労者財産形成促進法施行令
- ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令
- ・民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令
- ・マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令
- ・荷受人及荷受人ヲ確知スルコト能ハザル鉄道運送品等ノ公告ニ関スル件
- ・船員法施行規則
- ・船員職業安定法施行規則
- ・建設業法施行規則
- ・建築士法施行規則
- ・建築基準法施行規則
- ・道路運送車両法施行規則
- ・船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則
- ・土地区画整理法施行規則
- ・旅客自動車運送事業運輸規則
- ・宅地建物取引業法施行規則
- ・危険物船舶運送及び貯蔵規則
- ・船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令
- ・救命艇手規則
- ・指定自動車整備事業規則
- ・船舶安全法施行規則

- ・ 船員労働安全衛生規則
- ・ 特殊貨物船舶運送規則
- ・ 河川法施行規則
- ・ 小型船造船業法施行規則
- ・ 日本勤労者住宅協会法施行規則
- ・ 都市再開発法施行規則
- ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則
- ・ 旅行業法施行規則
- ・ 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則
- ・ 国土交通省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則
- ・ 船舶料理士に関する省令
- ・ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則
- ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則
- ・ 船舶機関規則
- ・ 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令
- ・ 鉄道事業法施行規則
- ・ 貨物自動車運送事業輸送安全規則
- ・ 船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則
- ・ 国際観光ホテル整備法施行規則
- ・ 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則
- ・ 国土交通大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則
- ・ 国土交通大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則
- ・ 気象測器検定規則
- ・ マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則
- ・ 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令
- ・ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則
- ・ 屋外広告物法施行規則

※ただし、上記法令に規定されているすべての文書が対象となるわけではなく、対象から外れる文書もある。

②技術要件

保存等を電磁的記録により行う際の電子化の方法及び必要な技術要件

3. 省令案概要

(1) 電磁的記録による保存の方法及び要件

電磁的記録による「保存」を行う場合、作成された電磁的記録を電子計算機に備えられたファイル、磁気ディスク、シー・ディー・ロム等により保存する方法又は書面に記載されている事項をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録により保存する方法により行わなければならない。

また、電磁的記録に記録された事項の見読性を確保するため、電子計算機の映像面に表示及び書面を作成できる措置を講じなければならない。

さらに、一の事務所等に電磁的記録の保存し、当該事項を他の事務所へ備え付けた電子計算機の映像面に表示及び書面を作成できる措置を講じた場合、当該他の事務所等に電磁的記録を備え置いたとみなす。

(2) 電磁的記録による作成の方法及び要件

電磁的記録による「作成」を行う場合、電子計算機に備えられたファイル、磁気ディスク等に記録する方法により行わなければならない。

(3) 電磁的記録による縦覧等の方法及び要件

電磁的記録に記録されている事項の「縦覧等」を行う場合、電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記録した書面により縦覧する方法により行わなければならない。

(4) 電磁的記録による交付等の方法及び要件

電磁的記録に記録されている事項の「交付等」を行う場合、電気通信回線を通じて送信し、相手方の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法等により行わなければならない。また、その際は、交付等の相手方がファイルに記録された書面に記載すべき事項を出力することにより、書面を作成することができるものでなければならない。

(5) 附則

通則法の施行前にした違反行為に対する罰則に関する経過措置を規定する。

4. スケジュール

公布：平成17年3月下旬（予定）

施行：平成17年4月1日